二

分野小分野産業分類	金融業 銀行業 ＪＳＩＣ　六二一　銀行（中央銀行を除く。）
関連する義務	ＪＳＩＣ　六三一　中小企業等金融業 内国民待遇（第二条）
措置	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条
概要	預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。当該制度は、外国銀行の支店が受け入れる預金については、対象としない。

三

分野小分野産業分類	熱供給業 ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

四

分野小分野産業分類	情報通信業 電気通信業 ＪＳＩＣ　三七〇〇　主として管理事務を行う本社等 ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。）
関連する義務	ＪＳＩＣ　三七三一　電気通信に附帯するサービス業 内国民待遇（第二条）
措置	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条
概要	1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名又は名称及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国政府又はその代表者 (c)　外国の法人又は団体 2　日本国の国籍を有しない自然人は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

五

分野小分野産業分類	情報通信業 電気通信業及びインターネット付随サービス業 ＪＳＩＣ　三七一一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） ＪＳＩＣ　三七一二　長距離電気通信業 ＪＳＩＣ　三七一三　有線放送電話業 ＪＳＩＣ　三七一九　その他の固定電気通信業 ＪＳＩＣ　三七二一　移動電気通信業 ＪＳＩＣ　四〇一一　ポータルサイト・サーバ運営業 ＪＳＩＣ　四〇一二　アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ ＪＳＩＣ　四〇一三　インターネット利用サポート業
関連する義務	注　ＪＳＩＣ四〇一一又は四〇一二に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条の規定に基づく登録義務の対象となるものに限られる。 内国民待遇（第二条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第二十八条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第四条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

六

分野小分野産業分類	製造業及び情報通信業 電子部品・デバイス・電子回路製造業及び情報サービス業 ＪＳＩＣ　二八一四　集積回路製造業 ＪＳＩＣ　二八三一　半導体メモリメディア製造業 ＪＳＩＣ　二八三二　光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業 ＪＳＩＣ　二八四二　電子回路実装基板製造業 ＪＳＩＣ　三〇一一　有線通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三〇一二　携帯電話機・ＰＨＳ電話機製造業 ＪＳＩＣ　三〇一三　無線通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三〇三一　電子計算機製造業（パーソナルコンピュータを除く。） ＪＳＩＣ　三〇三二　パーソナルコンピュータ製造業 ＪＳＩＣ　三〇三三　外部記憶装置製造業 ＪＳＩＣ　三九一一　受託開発ソフトウェア業 ＪＳＩＣ　三九一二　組込みソフトウェア業 ＪＳＩＣ　三九一三　パッケージソフトウェア業 ＪＳＩＣ　三九二一　情報処理サービス業
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第二十八条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第四条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電子部品・デバイス・電子回路製造業及び情報サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

七

分野小分野産業分類	製造業 医薬品・医療機器製造業 ＪＳＩＣ　一六五　医薬品製造業 ＪＳＩＣ　一六五三　生物学的製剤製造業 ＪＳＩＣの大分類Ｅ（製造業）の医薬品中間物製造業であって、ＪＳＩＣ一六五及びＪＳＩＣ一六五三に関連するもの ＪＳＩＣ　二七四　医療用機械器具・医療用品製造業 ＪＳＩＣ　二九六　電子応用装置製造業 ＪＳＩＣ　二九七三　医療用計測器製造業 注　ＪＳＩＣ一六五、二七四、二九六又は二九七三に定める活動のうちこの留保事項が対象とする活動は、病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物並びに高度管理医療機器の製造業に関連するものに限られる。
関連する義務	内国民待遇（第二条）
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業、病原生物に対する医薬品及び当該医薬品に係る医薬品中間物の製造業並びに高度管理医療機器、その附属品及び当該高度管理医療機器又は附属品の部分品の製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
概要	この留保事項の適用上、 (a)　「生物学的製剤製造業」とは、ワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。